

笑顔と希望に満ちた 笠岡市の明日をひらこう

笠岡市自治基本条例施行を記念して

自治体問題研究所主任研究員

NPO 法人多摩住民自治研究所理事長

池 上 洋 通

1 はじめに

2 笠岡市自治基本条例は笠岡市の憲法

(1) 民主主義の下での憲法

①法（法）のなかの法（憲）

②権力者が勝手なことをしないように主権者が定めたもの→最高法規→立憲主義

③国の基本的なあり方を定めたもの

<日本国憲法>

・国民が主権者であること

・恒久平和の実現

・民主主義を実現すること

・政府の目的は、国民の基本的人権を実現して、だれもが個人として幸福であるようにすること（憲法第 13 条）

(2) 「最高規範性」の規定の持つ深い意味

◆笠岡市自治基本条例

(最高規範性)

第 2 条 この条例は、市が定める最高規範であり、笠岡市における条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

3 地方自治（地方自治体）はなぜ必要か—①幸福の実現のために

(1) 政治の目的は「個人の幸福」の実現である。

(2) しかし、中央政府からは個人の生活が見えない。

(3) 中央政府の役割は全国的に通用する法制度や政策を行うこと→平等の実現

(4) 国家全体とは別に、個人の日常生活が見える政治単位がなければ、民主主義政治の目標は達成できない。

(5) そこで国家の内部に、地方自治体をおき、その政府（議会、長・行政機関）をつくった。

(6) だから地方自治体（とその政府）の目的は、だれもの権利を、日常生活のなかで、具体的に実現することである。

4 地方自治（地方自治体）はなぜ必要か②—自然環境と歴史を受け継ぎ、伝えるために

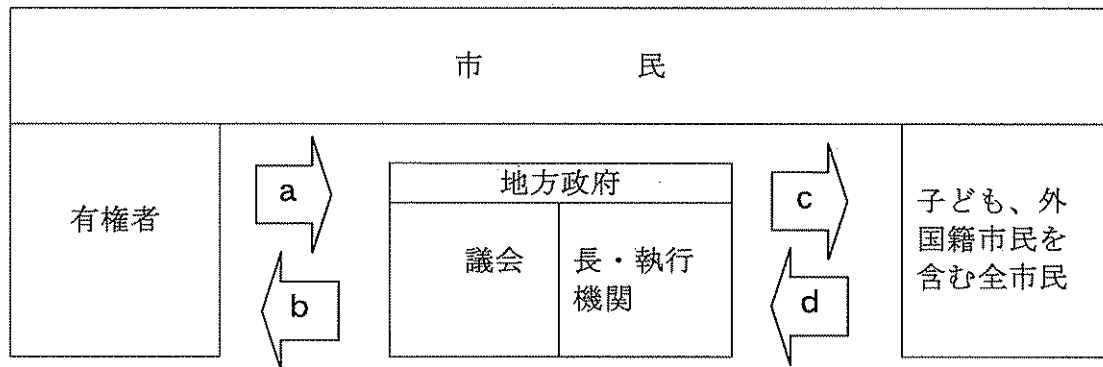
(1) 自然環境は人間社会がつくられる前から存在した

(2) 人間自身が自然史の産物である

- (3) 人間社会は、自然環境を基礎にして形成された→「津雲貝塚」が示したこと
- (4) まず生活的集落があり、長い歳月の後に、「国」と呼ばれるものが生れ、統一国家が形成された
- (5) 産業、労働、人間関係のあり方、ことば、生活用具などは、すべて自然環境を基礎にして生れ、歴史・文化として発展した。
- (6) そして人はだれでも、家族そして地域社会を基礎にして生育し、発達する。こんちの環境問題は、この基本原則を無視したことから生じたのである。
- (7) 地域が持つそれぞれの自然的・歴史的特性に応じた人々の営みがなければ、人間社会の未来はない。地方自治体はそのためにつくられた。
- (8) 笠岡の自然と歴史・文化は、笠岡の市民に託された人類全体の遺産である

5 地方自治体は市民が担う

(1) 住民自治の原則→地方自治体の運営と政府（議会、長・行政機関）の活動は、住民の意見に基づいて、住民に奉仕することを目的に行う。



a = 選定・罷免 b = 活動報告 c = 奉仕 d = 意見・要望

(2) 地方自治体の水準は、住民自治の水準である。

6 地方自治体は自立的である

- (1) 団体自治の原則→各地方自治体は、住民自治に基づいて自律的である。
- (2) 地方自治体の自立性は、自然的・歴史的特性からしてきわめて重要である。

◇憲法 第八章 地方自治

第九十二条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条【地方公共団体の議会、長と議員等の公選】

①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条【地方公共団体の権能】地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条【特別法の住民投票】一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

◆笠岡市自治基本条例

<前文>

笠岡市は、瀬戸内海に臨み、大小 30 有余の多島美を誇る笠岡諸島、特別天然記念物カブトガニ繁殖地、夢と希望の大干拓地を有します。

また、交通の要衝として、活力に満ちたまち笠岡市の特性を活かし、魅力的なまちづくりに取り組んできました。

先人の築き上げた歴史、培ってきた文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、誰もが心豊かな生活を送れる地域社会を実現していく必要があります。

そのためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び執行機関は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、協力していかなければなりません。

そして、私たち市民が自ら考え、自らの責任のもとに自ら行動することを自治の基本理念とし、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて努力していくことが必要です。

ここに市民主体の自治の基本理念を共有し、笠岡市における最高規範としての笠岡市自治基本条例を制定します。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定める。

- (1) 自主及び自立の原則 市民、市議会及び執行機関は、国及び岡山県との適切な役割分担のもと、自らの判断と責任において、自立した自治体として自治を推進することを原則とする。
- (2) 人権尊重の原則 市民、市議会及び執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な自治の推進を原則とする。
- (3) 参加及び協働の原則 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。
- (4) 情報共有の原則 市議会及び執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、市民とともに共有することを原則とする。

7 笑顔と希望に満ちた 笠岡市の明日をひらこう

(1) だれもが「このまちに生きていて良かった」といえるために

(2) 地球市民として、世界が求める目標を共に生きよう

①戦争、特に核戦争の防止

②環境型社会をつくる

③貧困をなくし、平等を実現する

④民主主義を確立する

⑤すべての基本的人権を実現し、自由で、多様な文化を認め合い、発展させる